

## 雇用保険の追加給付に伴う本組合が支給した 失業者の退職手当の対応について

雇用保険の追加給付に伴い、宮城県内の市町村（仙台市を除く。）及び一部事務組合を退職し、平成16年8月以降に本組合が支給した失業者の退職手当を受給した方についても追加給付の対象となる場合が想定されます。

本組合といたしましては、雇用保険の追加給付の取扱いに準じて下記のとおり対応いたしますので、御承知願います。

### 記

#### 1 過去に失業者の退職手当を受給していた方

- ① 平成16年8月から平成31年3月までに失業者の退職手当を受給した方で、次の市町村及び一部事務組合を退職している方

市 町 村：石巻市、塩竈市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、  
栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、柴田町、亘理町、  
山元町、松島町、大和町、大郷町、大衡村、女川町、南三陸町

一部事務組合：石巻地区広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、  
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

失業者の退職手当は、市町村及び一部事務組合職員を退職し、本組合から支給した一般の退職手当が雇用保険相当額に満たない方で、各自所轄のハローワークにおいて求職申込み及び失業認定等をしてもらい、所定給付日数満了又は再就職が決定するまで、毎月本組合に失業者の退職手当請求手続きを行った場合に支給されます。

※ 一般の退職手当が雇用保険相当額を超える方や上記の手続きをしていない方は対象となりません。

#### 2 平成31年4月以降に失業者の退職手当を受給する方

- 平成31年4月以降に失業者の退職手当の給付を新たに受給する方については、既に追加給付を含んで再計算した金額を組合から支給しています。

#### 3 上記1に該当する方の今後のスケジュール等（予定）について

- ① 追加給付の対象となるかを計算し、対象となった方には組合から郵送で書面等により連絡いたします。
- ② ①により連絡後、本人との確認が取れた場合は雇用保険の追加給付スケジュールに準じて随時追加給付を行うこととします。

#### 4 その他

- 当時手続きを取っていた住所から転居している等の理由で連絡が取れない場合又は当時手続きを取っていた方が亡くなられている場合の対応については現在検討しております。方針が決定し次第ホームページにて連絡いたします。

連絡先

宮城県市町村職員退職手当組合

総務課 022-221-2030